

条件付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）
第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年10月5日

弘前市長 谷川 政人

記

1 競争入札に付する建設工事

- (1) 工事名称 令和8年度 弘前市社会福祉センター改修工事（電気設備工事）（ゼロ市債）
- (2) 工事場所 弘前市大字 弘前市大字宮園二丁目8番地1ほか
- (3) 工事期間 契約日の翌日から 令和10年1月14日 まで
- (4) 工事概要 弘前市社会福祉センター（鉄筋コンクリート造一部鉄骨造2階建ほか 延べ面積
1,966.74㎡）の改修に伴う電気設備工事を以下のとおり行う。
なお、本工事には増築工事（E棟・風除室・倉庫他）、昇降機設備工事、屋外
環境整備工事、一部解体工事を含む。
1 受変電設備工事（非常用自家発電機含む）
2 電灯・コンセント設備工事
3 弱電設備工事 ほか
（建設リサイクル法対象建設工事）
- (5) 予定価格 ¥221,540,000（税込）
- (6) 支払条件 前金払 有り 部分払 有り
令和8年度の前金払及び部分払の支払いは、なしとする。
- (7) 入札方法 電子入札システムによる入札
- (8) 本工事の入札は、弘前市総合評価落札方式実施要領に基づき、総合評価落札方式により行う。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

本工事は、次に掲げる条件を満たしている者が自主結成の方法により3者で結成
する特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）で施工する方式とする。

a. 共同企業体の代表者の資格要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 弘前市契約規則（平成18年規則第52号。以下「規則」という。）第2条の規定によ
り、一般競争入札に参加させないことができる者でないこと。
- (3) 公告の日から弘前市条件付き一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」とい
う。）提出期限までの間に、弘前市建設業者等指名停止要領に基づく指名停止期間がな
いこと。
- (4) 市内に本店を有すること。
- (5) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づく、電気工事業に係る特定
建設業の許可を有すること。
- (6) 市の令和8年度建設工事指名競争入札参加資格者名簿において、 電気工事A等級
に格付けされていること。
- (7) 平成23年度以降に 電気工事 で1件の契約金額が1億1,100万円以上の元請施
工実績があること。
- (8) 次のいずれにも該当する監理技術者（特例監理技術者の場合は、特例監理技術
者に加え専任の監理技術者補佐）を工事現場に設置できること。
①この工事に対応する国家資格等を有する者。
②当該入札参加申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者。
（建設業法上、技術者を専任で設置しなければならない工事の場合は、本工事の入札参加
資格審査申請日以前に3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。）
（注）本工事は、技術者等の兼務要件緩和措置対象工事となる。兼務要件等は、「弘前市発注の
建設工事における技術者等の取扱いについて」による。

b. 共同企業体の**代表者以外の資格要件**

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 規則第2条の規定により、一般競争入札に参加させないことができる者でないこと。
- (3) 公告の日から申請書提出期限までの間に、弘前市建設業者等指名停止要領に基づく指名停止期間がないこと。
- (4) 市内に本店を有すること。
- (5) 代表者以外の構成員のうち、1人以上は建設業法第3条の規定に基づく、電気工事業に係る特定建設業の許可を有すること。
- (6) 市の令和8年度建設工事指名競争入札参加資格者名簿において、電気工事A等級に格付けされていること。
- (7) 平成23年度以降に電気工事で元請施工実績があること。
- (8) 次のいずれにも該当する主任技術者又は監理技術者（特例監理技術者の場合は、特例監理技術者に加え専任の監理技術者補佐）を工事現場に設置できること。
- ①この工事に対応する国家資格等を有する者。
- （代表者以外の構成員のうち、特定建設業の許可を有する1人以上は、監理技術者であること。）
- ②当該入札参加申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者。
- （建設業法上、技術者を専任で設置しなければならない工事の場合は、本工事の入札参加資格審査申請日以前に3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。）
- （注）本工事は、技術者等の兼務要件緩和措置対象工事となる。兼務要件等は、「弘前市発注の建設工事における技術者等の取扱いについて」による。

c. 共同企業体の構成要件

- (1) 共同企業体は次のいずれの条件も満たすものであること。
- ①代表者の出資比率が最大であり、他の構成員の出資比率が20%以上であること。
- ②各構成員（代表者を含む）が、当該入札に係る他の共同企業体の構成員（代表者を含む）を兼ねていないこと。

3 資格の審査

入札参加希望者は、あらかじめ2に定める資格を有することについて、次に従い、申請書により、審査を受けなければならない。

- (1) 提出期限 令和8年10月15日 正午
- (2) 提出書類（様式は市ホームページよりダウンロードすること。）

※最新の様式をダウンロードしてご利用ください。

- ①申請書
- ②共同企業体協定書
- ③経営事項審査結果通知書の写し
- ④企業技術評価調書
- ⑤配置予定技術者調書（総合評価用）
- ⑥営業所技術者を確認できる書類（営業所技術者等一覧表等）
- (3) 提出方法
- 電子入札システムによりシステム添付書（市ホームページよりダウンロードすること）のみを提出するとともに、（2）の提出書類については下記の提出先にFAXで提出すること。
- 契約課（FAX：0172-35-2199）
- (4) その他
- ①申請書の内容について別途意見を聴取することがある。
- ②資格の審査結果については申請者に対して別に通知する（令和8年10月19日 通知予定）。なお、予定日までに通知がない場合は、契約課契約係へ必ず連絡すること。
- ③2に定める資格を認められなかった者は、令和8年10月20日 午後5時までに説明を求めることができる。
- ④電子入札でのシステム添付書提出が困難な場合は、「12 紙入札参加の特例」の承諾を得た後で、提出書類をFAXにより提出すること。
- 提出期限及び提出先は、（1）及び（3）と同様とする。

4 設計図書の配布

- (1) 設計図書は、入札情報公開システムで配布するので、入札参加を希望する者はダウンロードの上、熟読すること。
- (2) 配布期間 令和8年10月5日 から 令和8年10月28日 まで
- （土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- (3) 設計図書に質問がある場合は、次に従い、質疑応答書をFAXにより提出すること。
- ① 提出先 契約課（FAX：0172-35-2199）
- ② 期限 令和8年10月20日 午後5時まで
- ③ 回答方法 入札情報公開システムにおける本案件の発注情報閲覧画面に掲載する。
- （令和8年10月22日 掲載予定）

5 総合評価落札方式に関する事項

(1) 評価基準

本工事の総合評価落札方式に関する評価項目、評価内容、評価基準及び得点配分は別紙「評価項目及び評価基準」のとおりとする。

(2) 評価の方法

入札参加資格者の技術評価点に、価格評価点を加えて得た数値をもって行うものとする。

【評価値＝技術評価点＋価格評価点】

・技術評価点の算出方法

入札参加資格者が提出した資料を基に各評価項目を点数化した得点の合計点とする。

・価格評価点の算出方法

価格評価点は、次に示す算式により算出する。なお、配点基準価格とは、入札参加資格者が入札した価格のうち、制限内（最低制限価格（弘前市建設工事最低制限価格制度要領第2条に規定する最低制限価格をいう。）と同様に計算した数値（以下「基準数値」という。）以上、予定価格以内）の最低入札価格をいう。

※令和7年7月1日から施行した最低制限価格制度要領により、基準数値（最低制限価格と同様に計算した数値）を算出しています。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

ただし、全ての入札価格が基準数値を下回った場合は、基準数値を配点基準価格とする。

①入札価格が配点基準価格以上の場合

価格評価点＝配点（85点）×（配点基準価格／入札価格）

（小数点以下第4位切捨て）

②入札価格が配点基準価格未満の場合

価格評価点＝配点（85点）／{1＋（配点基準価格／入札価格－1）×3}

（小数点以下第4位切捨て）

(3) 落札者の決定方法

落札者の決定方法は、入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者のうち、評価値が最も高い者を落札者とするものとする。

なお、落札者を決定後、契約締結前までに落札者が落札決定取消しとなった場合は、落札者の次に評価値が高い者を落札者とするものとする。

6 入札（開札）の日時及び場所

- | | | |
|--------|----------------|------------|
| (1) 日時 | 令和8年10月29日 | 午前 10時 00分 |
| (2) 場所 | 弘前市役所前川本館2階入札室 | |

7 入札方法等

- (1) 入札書は、電子入札システムにより提出するものとする。
- (2) 提出期間 令和8年10月23日 から 令和8年10月28日 まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- (3) 提出時間 午前8時から午後10時までとする。
ただし、提出最終日においては、午前8時から正午までとする。
- (4) 入札（開札）の執行回数は1回とする。
- (5) 落札者がいない場合は不調とする。

8 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金は免除とする。
- (2) 契約保証金は原則として契約金額の100分の10以上の金額を納付するものとする。
ただし、履行保証保険契約又は公共工事履行保証契約を締結した場合はその納付を免除する。また、有価証券等の提供、銀行又は市長が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって、その納付に代えることができる。

9 入札条件

- (1) 規則に定める入札参加者心得書を遵守すること。
- (2) **工事費内訳書及び委任状**（委任状については、共同企業体用の様式を用いること。）
 - ①入札書の提出に際し、入札金額の根拠となった工事費等を記載した工事費内訳書及び委任状を添付すること（様式は市ホームページよりダウンロードすること。）。ただし、電子入札システムにより委任状を提出することが困難な場合は、3（3）の提出先にFAXにより提出すること。
 - ②委任状の日付は、協定締結日から入札日までで記入すること。

10 入札書記載金額等

- (1) 落札決定に当たっては、入札金額として記録された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入力すること。
- (2) 落札候補者が2者以上の場合は電子くじにより順位を決定するので、000から999までの任意の3桁の数字を入力すること。

11 入札の辞退

入札を辞退する場合は、開札までに電子入札システムにより辞退申請書を提出すること。

12 紙入札参加の特例

電子入札での入札手続等が困難な場合は、市長の承諾を得て、紙入札により参加することができる。

13 入札（開札）の立会い及び傍聴

入札者の入札（開札）立会い及び傍聴は行わない。

14 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした者の入札
- (3) 入札参加者心得書及び電子入札の条件等入札に関する条件に違反した入札
- (4) 工事費内訳書に記入もれがある又は合計金額に違算がある若しくは入札金額と一致しない者の入札
- (5) 紙入札での入札参加を認められた者で、入札書に記入もれ、押印もれがある者の入札
- (6) 事前公表した予定価格（税抜）を超える金額の入札

15 同日落札制限

- (1) 本工事は、同日落札制限の対象工事とする。
- (2) 本工事と同日に総務部契約課において開札を行う 電気工事 の条件付き一般競争入札又は指名競争入札において、本工事以外の工事を落札した者又は落札候補者となった者の入札は無効とする。

16 落札者の決定

- (1) 落札者の決定については、「5 総合評価落札方式に関する事項」を参照。
- (2) 落札者には落札した旨を通知する。

17 契約の締結

- (1) 落札決定の日の翌日から起算して7日以内に契約を締結する。ただし、予定価格1億5千万円以上の建設工事については、落札決定の日の翌日から起算して7日以内に仮契約を締結し、議会の議決のあったときに本契約を締結することとする。
- (2) 落札決定連絡後、落札者は入札日の翌日（休日の場合は次の平日）までに配置予定技術者調書を契約課契約係へ提出すること。
なお、入札日の翌日（休日の場合は次の平日）までに配置予定技術者調書の提出がない場合は、技術者を設置できないものとみなし、落札決定を取り消すこととする。
- (3) 落札決定連絡後、落札者は契約締結日（予定価格1億5千万円以上の建設工事については仮契約締結日）までに共同企業体協定書及び委任状の原本を契約課契約係へ提出すること。
なお、落札者以外の者についても、必要と判断された場合、別途提出を求めることがある。
- (4) 落札決定後契約締結までの間において、落札者が市の指名停止措置を受けたり、2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しないことがある。

18 その他

- (1) 入札参加資格を承認された者であっても、承認後市の指名停止措置を受けた者又は入札時において2に掲げる資格を喪失した者は、入札に参加できないものとする。
- (2) 入札参加希望者は入札の概要、設計図書等を熟読のうえ入札に参加すること。
- (3) 落札者は、建設業法（昭和24年法律100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、工事監督課に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。
- (4) 本工事の契約は債務負担行為に係る契約であり、請負代金の支払い、前金払及び部分払の請求時期は、令和9年4月1日以降とする。
※「ゼロ市債」の概要は、市ホームページの「お知らせ」をご覧ください。
市ホームページ「市政情報」⇒「入札・契約」⇒「お知らせ」⇒「ゼロ市債による工事発注時期の平準化への取組みについて」
https://www.city.hirosaki.aomori.jp/jouhou/keiyaku/sonota/2016-0125-koji_heijun_zeroshisai.html
- (5) 関連工事である「令和8年度 弘前市社会福祉センター改修工事（建築工事）（ゼロ市債）」又は「令和8年度 弘前市社会福祉センター改修工事（機械設備工事）（ゼロ市債）」の入札が中止若しくは不調となった場合、入札を中止又は落札決定を取り消す。

以 上

問い合わせ先

弘前市総務部契約課契約係

電話 0172-35-1111（内線227、230）

別紙

評価項目及び評価基準

R8 電気工事
(配置予定技術者:監理技術者)

区分	評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点
企業の施工能力	施工実績	過去15ヶ年度における同種工事の施工実績(※1) (下請負人としてのものを除く。)	国、県又は市町村発注工事で契約金額が今回発注工事の予定価格以上の実績有り(※2)	1.5	／1.5
			国、県又は市町村発注工事で契約金額が今回発注工事の予定価格の50%以上予定価格未満の実績有り(※2)	1.0	
			その他の公共工事発注機関で契約金額が今回発注工事の予定価格以上の実績有り(※3)	1.0	
			その他の公共工事発注機関で契約金額が今回発注工事の予定価格の50%以上予定価格未満の実績有り(※3)	0.5	
			上記以外	0.0	
	工事成績	過去3ヶ年の市の発注工事における同種工事の工事成績評定点の平均点(※4)	71点以上	3.0	／3.0
			69点以上 71点未満	2.0	
			66点以上 69点未満	1.0	
			66点未満	0.0	
	優良工事表彰	過去3ヶ年度における優良工事表彰の有無(※5)	国、県又は弘前市の組織から表彰の実績有り	1.0	／1.0
上記以外			0.0		
配置予定技術者の能力	施工実績	過去15ヶ年度における同種工事の主任(監理・特例監理)技術者又は現場代理人としての施工経験の有無(※1)(※6) (下請負人としてのものを除く。)	国、県又は市町村発注工事で契約金額が今回発注工事の予定価格以上の実績有り(※2)	2.0	／2.0
			国、県又は市町村発注工事で契約金額が今回発注工事の予定価格の50%以上予定価格未満の実績有り(※2)	1.0	
			その他の公共工事発注機関で契約金額が今回発注工事の予定価格以上の実績有り(※3)	1.0	
			その他の公共工事発注機関で契約金額が今回発注工事の予定価格の50%以上予定価格未満の実績有り(※3)	0.5	
			上記以外	0.0	
	保有資格	監理・特例監理技術者の 保有する資格(※7)	技術士	2.0	／2.0
			1級電気工事施工管理技士	1.0	
	優良工事技術者表彰	過去3ヶ年度における優良工事技術者表彰の有無(※5)	国、県又は弘前市の組織から表彰の実績有り	0.5	／0.5
			上記以外	0.0	
	地域貢献	防災協定等の締結状況 及び 弘前市消防団協力事業所制度の認定状況	申請者又は申請者が所属する社団法人等が、国・特殊法人等又は地方公共団体との間で防災活動に関する協定等の締結(弘前市防災協力事業所登録制度に登録している場合を含む。)及び弘前市消防団協力事業所制度の認定の有無(※8)	締結及び認定の両方有り	1.0
締結又は認定のいずれか有り				0.5	
締結及び認定無し				0.0	
技術者の雇用状況		経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書の合計欄に記載されている技術職員数(一級、監理補佐、基幹、二級、その他の合計人数)(※9)	12人以上	1.0	／1.0
			6人以上 12人未満	0.5	
			6人未満	0.0	
合計					／12.0

※1 共同企業体として入札に参加する場合は、代表者の実績を評価する。
評価の対象となる工事は、過去15ヶ年度(平成23年4月1日から令和8年3月31日まで)に竣工した『電気工事』で1件の契約金額が1億1,100万円以上の工事とする。
特定建設工事共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率20%以上の場合に限る。ただし、乙型共同企業体(分担施工方式)の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。
配置予定技術者の評価対象となる施工実績の従事必要期間は、全体工事が1年未満の工事は工期の半分以上を超える期間を従事していること。また、全体工事が1年以上の工事は、6ヶ月を超える期間を従事していること。
「現場代理人」としての実績を評価する場合、工事期間に建設業法第26条第1項及び第2項に規定する「主任技術者等」と同等の資格を有していたことを条件とする。

※2 市町村発注工事には、地方公共団体が発注する工事のほか、地域広域市町村圏事務組合、圏域水道企業団が発注する工事を含むものとする。

※3 その他の公共工事発注機関とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第1項に定める特殊法人をいう。また、国立大学法人、日本下水道事業団、地方道路公社等についても対象とする。

※4 共同企業体として入札に参加する場合は、代表者の工事成績を評価する。
対象となる工事は、過去3ヶ年(令和5年1月1日から令和7年12月31日まで)に竣工した、当該工事に該当する建設工事の種類(電気工事)と同じ種類の市の発注工事、下記に該当するものとする。
・令和7年6月30日以前に公告又は指名された、予定価格が130万円を超える工事
・令和7年7月1日以降に公告又は指名された、予定価格が200万円を超える工事
また、共同企業体受注工事の工事成績は、出資比率20%以上の場合に限り、各構成員の工事成績として評価する。

※5 共同企業体として入札に参加する場合は、構成員に該当があれば評価の対象とする。
評価の対象となる表彰は、表彰日が過去3ヶ年度(令和5年4月1日から令和8年3月31日まで)の下記の表彰とする。なお、令和7年4月1日以降に表彰されたものについては、当該工事に該当する建設工事の種類(電気工事)と同じ種類の工事を評価の対象とする。
また、共同企業体としての表彰は、出資比率20%以上の構成員に限り評価する。

主催	表彰名
東北地方整備局	優良工事表彰(局長及び事務所長表彰)、建設技術提案(3D)表彰、SAFETY優良企業(現場代理人)表彰
青森県	県土整備部優良工事表彰、地域整備部優良工事表彰、農林水産部優良工事表彰、地域農林水産部優良工事表彰、財務部優良工事表彰(令和5年度表彰分に関しては総務部優良工事表彰)
弘前市	弘前市優良建設工事表彰

※6 「監理技術者補佐」としての実績は評価の対象外とする。

※7 共同企業体として入札に参加する場合は、代表者の資格を評価する。

※8 共同企業体として入札に参加する場合で、構成員に該当があるときは、締結及び認定数が多い構成員を評価の対象とする。
(防災協定等の締結は複数あっても締結数は1件とする。)
評価の対象となる締結及び認定は、本工事の一般競争入札参加資格審査申請書提出までに締結又は認定されたものとする。

※9 共同企業体として入札に参加する場合は、代表者の技術職員数を評価する。